

令和7年4月18日

保護者様

たつの市教育委員会

令和7年度「特別警報」・「警報」発表時の学校給食の対応について

「特別警報」及び大雨・台風等による暴風雨・大雪にかかる「警報」発表時の学校給食について、次のように取り扱います。

記

- 1 午前7時の時点でたつの市に「特別警報」及び「暴風・大雨・洪水・大雪・暴風雪」のいずれかの警報（以下「警報」）が発表され臨時休業となったときは、その日の全小中学校の学校給食は中止とします。
なお、すこやか給食課から各学校へ学校給食中止の連絡は行いません。
- 2 午前7時以降に「警報」が発表された場合、教育委員会事務局で至急協議し、対応を学校へ連絡します。
- 3 牛乳については原則、配送が中止できないため、牛乳は各学校に納入されます。納入された牛乳は、消費期限を確認の上、翌日又は休日明けに学校で飲食してください。但し、消費期限内に飲食できない場合は、各学校で廃棄処分してください。
- 4 臨時休業に係る学校給食中止分の給食費について払戻しはありません。